

認可外保育施設に分類される施設一覧

①企業主導型保育施設	企業が国から助成金を受けて、従業員の乳幼児を対象として運営する施設（地域枠が設けられている場合は、地域のお子さんも利用可）
②事業所内保育施設	事業所などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設
③院内保育施設	病院、診療所において、その従業員の乳幼児を対象とする施設
④ベビーホテル	次の条件のうち、どれか1つでも該当する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時以降の保育を行っている ・乳幼児の宿泊を伴う保育を行っている ・時間単位での乳幼児の預かりを行っている
⑤居宅訪問型保育事業	認可を受けずに乳幼児の居宅等に訪問して保育を行う、いわゆるベビーシッター事業
⑥その他の施設	上記のどの施設にも該当しない施設 ベビーホテルの条件に該当しない施設で、幼稚園類似施設や幼児教育を特色とした施設などが該当